

気象警報などによる非常災害時の措置について【堅上幼稚園】

対象となる気象警報等 ※柏原市に発表されている、または発表された時

- 大雨 …レベル3大雨警報以上
- 土砂災害 …レベル3土砂災害警報以上
- 河川氾濫 …大和川（下流）、石川に、レベル3氾濫警報以上
- 暴風、大雪、暴風雪の警報以上

1. 登園前の対応

午前6時30分の時点で、柏原市に「対象となる気象警報等」が1つでも発表されている時は、登園を見合わせ自宅待機とします。

※午前6時30分以降、登園のため家を出るまでに気象警報が発表された場合も自宅で待機とします。

○午前8時30分までに「対象となる気象警報等」がすべて解除されたときは、安全を考慮して登園させることとします。

○午前8時30分の時点で、引き続き、「対象となる気象警報等」のいずれかが発表されているときは、臨時休園とします。

2. 登園後の対応

登園後に柏原市に「対象となる気象警報等」が発表された場合は、原則として、園が状況を判断し、適切な措置を講ずるとともに、保護者の迎えにより降園させます。

※保護者の迎えが困難な園児に対しては、状況に応じて、隣接する小学校の上層階などの安全な場所に避難させます。

<注意点>

気象庁の発表するデータにより予想される解除時刻などを勘案して保育を継続する場合もあります。（園において状況を判断し対応します）

3. その他の対応

公共交通機関の計画運休などが発表された場合は、原則として、園と市教委が対応について協議を行い、その決定事項を保護者に周知します。

4. 園からの連絡方法

（この項目は必要に応じ、各園において記載して保護者に周知する。）